



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 4 年 8 月 8 日

住 所 大分県大分市向原沖一丁目 1 番 6 3 号

氏 名 西ノ洲環境株式会社
代表取締役 目野 陽一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 年 月 日	平成 15 年 3 月 19 日	許可番号	大分市指令清管第 7 1 8 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類（当 該産業廃棄物に 石綿含有産業廃 棄物、水銀使用 製品産業廃棄物 及び水銀含有ば いじん等が含ま れる場合は、そ の旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号かつ第 5 号に規定する産業廃棄物の焼却施設 汚泥、廃油 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有 ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除 く。）		
設 置 場 所	大分市大字西ノ洲 1 番地		
処 理 能 力	9.6 t / 日（24 時間 / 日）		
許 可 の 条 件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を 受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4. 変更等の状況（裏面に記載）		

(裏面)

4. 変更等の状況

令和元年 7 月 5 日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書
(代表者の変更)

令和4年7月22日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書
(代表者の変更)

留 意 事 項